



保護者・地域の皆さまへ



～学校における働き方改革へのご協力のお願い～

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。

こうした中、学校教育において教員は日々子どもたちと向き合い、努力を重ねているところですが、一方で教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、このことは子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を与えています。教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための取組を推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにすることが大切です。

こうした取組が教員を支えるための対応策の充実を図ることとなり、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長へとつながるものと考えます。北区教育委員会では、このような状況を踏まえ、平成31年3月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の働き方改革を進めていきます。

つきましては、今年度も以下の取組を確実に実施したいと考えています。保護者・地域の皆さまにおかれましては、何卒、本改革の趣旨をご理解いただき、ご支援・ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【令和7年度の主な取組】

○学校閉庁日（教員休務日）の設定

・実施日は、令和7年8月12日・13日・14日・15日・18日（★）です。

※ 学校によっては、異なる時期に設定する場合があります。

○学校閉庁日の学校独自での追加設定

・教育委員会で設定する日（★）を含め、年間で10日以内まで学校独自で設定できるものとします。

・学校によって設定の有無は異なります。学校からの別途通知をご確認ください。

※ 学校閉庁日には教員は出勤せず、部活動も実施しません。

※ 学校閉庁日でも、「わくわく☆ひろば（放課後子ども教室・学童クラブ）」は実施します。

※ 学校閉庁日で緊急の際は、北区教育委員会事務局担当までご連絡ください。

○時間外勤務（残業）の縮減

・時間外勤務をしない日（ノー残業デー）を、学校ごとに月1回以上設定します。

・最終退勤時刻を申し合わせ、その時刻を意識して仕事を進めるよう努めます。また、長期休業期間中は、できる限り定時に退勤することとします。

★ お 願 い ★

教員の勤務時間は学校によって異なりますが、概ね8時10～15分から16時40～45分まで（授業のある土曜日は概ね8時10～15分から12時10～15分まで）です。学校への電話等によるご連絡は、部活動終了時刻の確認や緊急の場合を除き、できるだけ勤務時間帯にされるようご協力をお願いします。なお、保護者・地域の皆さまへの必要な連絡は、学校から適切に行うよう努めます。